

【令和2年第4回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和2年6月18日 まちづくり委員長 市古 次郎

○「議案第78号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《意見》

\* 本議案のうち、まちづくり委員会に付託された部分については、租税特別措置法施行令の一部改正により条文の項がずれたものであり、反対するものではないが、同じ条例改正案の中に通知カードの再交付の終了に伴う手数料廃止に関する内容が含まれており、マイナンバー制度に反対する立場から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第86号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本市としての条例改正の必要性について

仮に条例を改正しない場合、政令によって主要な出入口から道路までの通路の幅員が0.9メートル以上と緩和されるところ、条例では、付加的に屋外階段から道路までの通路の幅員については1.5メートル以上としていることから、政令と比較して過度な規制になってしまうため、幅員を引用している技術的な条文については改正する必要がある。

\* 本市での簡易宿所火災発生以降の安全対策について

今回の条例改正は、あくまでも200平方メートル未満の小規模建築物を対象としているため、火災が発生した当該建物のような大きな建築物は該当しない。また、簡易宿所については、現在は裁判を継続している1軒を除いて、おおむね本市の指導に従っており、建築基準法、消防法及び旅館業法の違反は、大部分が解消している。リノベーションなどで転用を進めている建物もあり、引き続き指導を続ける。

《意見》

\* 本条例改正は、政令の改正に伴う建築基準法に基づいたものということで理解しているが、安全基準を引き下げる点は危惧している。国も、建築基準法の改正及び安全対策の後退については、慎重に検討すべきである。その意味からも、本市が上乘せして条例を改正する部分についても、安全基準を後退させるべきではないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第90号 中原区内都市計画道路荻宿小田中線（Ⅲ期）道路築造（立体交差化）工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 工事期間中の地域住民への影響及び対策について

大型機械が使用されるため、騒音及び振動が予想される。また、現道を使用しながら切り回しを行うため、地域住民へ必要な案内をしていきたい。

\* 地域住民への説明会について

沿道の住民や道路利用者への影響が大きいことから、工事施工前に説明会を開催し、丁寧に説明したいと考えている。具体的な開催時期は、請負業者、交通管理者、鉄道事業者等との協議を踏まえて決定し、周知を徹底する。

\* 夏場における工事作業員の健康管理について

契約上は仕様書等へ記載していないが、施工業者と協議し、安全衛生面に十分に配慮していきたい。

\* 関東労災病院利用者や身体障害者等へのバリアフリー対応について

アンダーパス部分は、バリアフリーに対応した5%の勾配としている。また、エレベーターを設置する。

《意見》

\* 長期にわたる工事のため、周辺住民の声を十分に酌み取ってほしい。

\* 建設現場の働き方改革は、これまでも議会で指摘されているので、健康管理も含めて質の高い工事になるように、発注部署として目を光らせてほしい。

\* 今後、道路整備プログラムの中で、Ⅱ期計画について、調整路線からプログラム対象路線への格上げをしてほしい。

\* 利用者の方にエレベーターの場所を分かりやすく案内してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第91号 五反田川放水路設備その2工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 多摩川増水時における多目的広場のベンチ等付帯設備の管理について

工事期間中に下流部に設けた暫定広場については、管理運営協議会と協議し、適切に維持管理を行っている。増水の可能性がある場合は、管理運営協議会と連絡の上、付帯設備が流されないよう高いところに上げるなどの対策を行っており、今後も引き続き適切に対応していく。

\* 暫定運用を開始した理由について

近年の豪雨災害等の状況を踏まえて、浸水被害軽減を目的として、一部完成している部分を利用し、一時的に貯留する形で暫定運用を行っている。

\* 入札における地元中小企業への働き掛けについて

WTO案件のため、地元企業優先で発注することはできないが、中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の趣旨を請負者に伝え、本市の取組等を説明していきたいと考えている。

\* 暫定運用により期待される効果について

五反田川は時間雨量35ミリメートルに対応するよう計画されているため、そ

れ以上の降雨があった場合、貯留機能を発揮するようになっており、豪雨時に効果が期待できる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第97号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」

《意見》

\* ロードプライシングの実施については、昨年12月に可決されたものを、オリンピックの延期という特別な事情に伴って時期を変更するものと理解している。また、首都高速横浜北西線の開通に伴う上限料金の適用については、東名高速から横羽線に流入する交通量を制限するものと理解しているため、本議案には賛成の立場である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第98号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

\* 議決から認定等までの期間について

議決後、認定及び区域を決定し、供用の開始までに掛かる期間は1週間程度である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第99号 東京都が管理する道路を本市の区域に設置することに関する協議について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第101号 損害賠償の額の決定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 汚染土壌の処理方法について

鉛は中間処理施設で処理し、最終的に埋立て処分となる。自然由来のヒ素及びフッ素は、全て中間処理施設で処理することができるため、再生した上で活用されている。

\* 現在の建築土壌のチェック方法について

埋戻しに使用する土壌については、販売業者が適正に処理したものを購入するため、購入する段階で処理されているものと判断している。

《審査結果》

全会一致原案可決